

I 基本的な考え方

1 計画の策定目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害行為であり、深刻な社会問題になっています。被害者の多くは女性です。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという固定的な性別役割分業観はいまだに根強く、働く女性の半数以上は非正規雇用であり、多くの女性にとって経済的な自立は容易ではありません。また、暴力は外部からの目が届きにくい家庭内でふるわれること、周囲からの理解が得にくく被害者が我慢をしてしまうことや暴力を自分のせいと考えてしまうなど、さまざまな要因が被害を潜在化させ深刻化してきました。**配偶者等からの暴力は決して許されない行為であり、個人の尊厳を傷つけ、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。**

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、被害者を保護し支援するだけでなく、配偶者等からの暴力を防止し、暴力を許さないという取組を進めていくことが必要です。

このため、清瀬市は、さまざまな関係機関が連携して被害者の安全の確保と適切な支援を図るとともに、暴力を防止し容認しない**男女平等参画**社会の実現に向けて「清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という）第二条の三第3項に基づく基本計画です。

なお、この計画にいう「配偶者等」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。さらに、この計画では、予防・啓発の観点において幅広く、交際相手からの暴力についても対象としています。

平成21年からの「清瀬市後期基本計画」では、男女平等参画社会の確立として、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進を掲げています。この計画も市全体の計画に沿って進めます。

(2) 計画の策定にあたり、「清瀬市配偶者等からの暴力対策連絡協議会」で検討を進めるとともに、「清瀬市男女平等推進委員会」でのご意見や市民意見反映制度による市民からのご意見を反映させます。

(3) 今後、この計画に基づいて市の関係部署が、関係機関及び国や東京都と連携・協力し、施策を推進していきます。

(4) 市は、市民及び関係する民間団体の理解と協力を得ながら、この計画に基づく施策を実施していきます。

3 計画の期間及び見直し

この計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）からとし「清瀬市男女平等推進プラン」と同じく平成 29 年度（2017 年）までの 6 年間とします。なお、国及び東京都の基本的方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 国・東京都・清瀬市のこれまでの取組み

1 国の取組み

国は、平成13年に「配偶者暴力防止法」を制定し、国および地方自治体の責務として、配偶者暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護を図ることとしました。また、平成16年の改正により、被害者の保護や自立支援策の充実が図られるとともに、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）に即して、都道府県が基本計画を策定することとしました。

平成19年の改正では、市町村での基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務とし、基本方針において、施策等に関する基本的な事項をまとめています。具体的には、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い分野にわたる関係機関がさまざまな形で連携していくこと、被害者の安全の確保を常に考慮すること、地域の状況を踏まえた計画とすることが必要であることなどです。

2 東京都の取組み

東京都では、平成14年に男女平等参画のための行動計画で、「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。平成18年には、平成16年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められたことを受け「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。また、平成21年には、平成19年の法改正及び基本方針に沿って「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定しました。

この改定では「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」及び「市区町村における配偶者暴力対策の充実」の2つを施策推進上の中心的視点とし、平成21年度から平成23年度までの3か年にわたる計画が示されています。

東京都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが、配偶者暴力相談支援センターの機能を担っています。このうち、東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担っています。

3 清瀬市の取組み

清瀬市では、平成18年7月から「清瀬市男女平等推進条例」を施行しました。その第4条に、家庭内等におけるドメスティック・バイオレンスについて「何人もこうした行為を行ってはならない」としています。また第15条にドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の自立支援を行うものとしています。

平成19年には、男女平等施策を総合的かつ計画的に推進するため「清瀬市男女平等推進プラン」を改定し、「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

の推進」を、それまでの課題から新たに目標としました。特に、配偶者等からの暴力については防止対策を強化し、被害者支援や関係機関の連携を推進することとしています。この度の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための計画」は、「清瀬市男女平等推進プラン」に基づき、暴力を防止するための取組とともに、市の実情を踏まえ、さまざまな関係機関が連携し被害者の安全確保と適切な支援をすることを目指し、策定しています。

Ⅲ 配偶者等からの暴力被害の現状

配偶者等からの暴力とは、親密な関係にある男女間において、腕力、経済力、社会的地位などの力の差を利用し、力を持っているものがより少ない相手を思い通りに支配することをいいます。

暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人格を否定するような暴言や脅し、交友関係を制限したり行動を監視するなどの精神的暴力、「誰のおかげで食べられるんだ」と言ったりお金を取り上げるなどの経済的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力等があり、さまざまな暴力が、重なって起こることがほとんどです。

また、暴力は被害者に打撲や骨折などの身体的な影響だけではなく、うつや、集中力の低下、睡眠障害、幻聴、フラッシュバック（被害の再体験）等の症状が現れるPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、精神的にも大きな影響を及ぼします。

1 全国の現状

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 20 年）の結果からみると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から“身体に対する暴行”“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”“性的な行為の強要”のいずれかについて、10 人にひとりの女性が「何度もあった」と回答し、（女性 10.8%、男性 2.9%）暴力による被害を受けた女性が非常に多く、暴力が身近な問題であることがわかります。また、「1,2 度あった」という人は女性 22.4%、男性 14.9%、一度でも配偶者からの暴力を受けたことのある人は、女性 33.2%、男性 17.7%となっています。

警察庁の統計によると、平成 21 年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行は 2,516 件、そのうち 2,324 件（92.4%）は女性が被害者となった事件です。配偶者間における暴力の被害者は、多くの場合女性であることが明らかになっています。

2 東京都の現状

平成 20 年度に東京都の配偶者相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は 6,700 件と他の都道府県に比べて多く、全国の 9.8%を占めています。

また、東京都の「平成 20 年度配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」において、配偶者暴力相談支援センターの相談内容からみた相談者の実態によると、電話相談（調査数 666 件）の主な調査結果として、次のようなことがあげられています。

- ・ 相談者の年代のうち 30 歳代が 33.5%で最も多く、次いで 40 歳代が 19.1%
- ・ 職業は、無職（主婦を含む）が 46.8%で最も多く、次いでパート・アルバイトが 14.3%

- ・ 相談者の 64.9%が現在も夫等と同居しているほか、38.4%が婚姻期間が 10 年以上
- ・ 相談者の 64.4%が身体的暴力を、80.6%が怒鳴る、脅すなどの精神的暴力を、また、23.0%は生活費を渡さないなどの経済的暴力を受けている（複数回答）
- ・ 電話相談の内容としては、「どうしたらよいかわからない」が 35.3%と最も多く、「加害者と別れたい」が 32.3%、「情報を提供して欲しい」が 20.3%（複数回答）。

回等結果からは、深刻な被害が長期間にわたっていることや、被害者が孤立化している状況が伺われます

3 清瀬市の現状

清瀬市における 20 歳以上の男女 1,000 人を対象とした「清瀬市男女平等意識・実態調査」（平成 20 年度）の結果によると、配偶者または交際相手からうけた身体的暴力では、「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」ことがある人のうち、女性 1.5%、男性 0.7%、「医師の治療が必要なくらいの暴力を受けた」ことがある人は女性 2.6%、男性 1.4%、「医師の治療が必要ではないくらい暴力を受けた」女性 8.7%、男性 5%となっています。

心理的暴力では、「大声でどなられたり、ののしられた」ことがある女性 28.3%、男性 17.3%、「なぐるぞ、物を投げるぞ、などと身振りや言葉でおどされた」ことがある女性 13.4%、男性 5.8%となっています。

経済的な暴力では、『誰のおかげで生活できるんだ』などと言われた」ことがある女性 31%、男性 5.7%です。

また性的な暴力では、「性的な行為を強制されたり避妊に協力してくれなかった」ことがある女性 7.8%、男性 0.7%となっています。

暴力を受けた経験をもつ人に相談したかどうかを尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思った」「自分さえ我慢すれば、そのままやっていけると思った」「自分にも悪いところがあると思った」「相談しても無駄だと思った」等の理由から、**誰にも相談しない人がほとんどを占めています。**

今回の調査結果からは、身体的な暴力や性的な暴力をはじめ、心理的な暴力や経済的な暴力を振るわれている女性が多いこと、また、被害者のほとんどが誰にも相談できずにいることがわかります。

配偶者等からの暴力とは、身体的な暴力だけでなくさまざまな暴力が含まれること等、この問題についての正しい知識や理解を広めていくことや、相談窓口の周知により被害の潜在化を防ぐ等、早急な対応策が必要です。

Ⅳ 目標の設定と具体的施策

支援にあたっては、被害者自身が暴力を受けていることに気づき、安全・安心な生活をおくることができるよう、安心して相談できる体制、早期の発見から安全の確保、本人の意思を尊重した生活の再建など、さまざまな関係機関が連携し状況に応じた適切な対応をすることが求められています。

また、子どもがいる場合、日常的にふるわれる暴力は子どもの心身にも深刻な影響を及ぼすことが、明らかになってきています。子どもに関係する機関との連携も必要です。

こうした観点から、この度の「清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画」の目標を下記の５項目とし、この基本目標のもとにそれぞれの施策目標、具体的施策を推進していきます。

１ 相談体制の充実と早期発見の推進

被害者がひとりで悩むことがないように、相談窓口を広く周知し、相談しやすい体制づくりを通して被害の潜在化を防止します。また、被害の早期発見を推進し、さまざまな被害者の状況に合わせた支援ができるよう努めていきます。

２ 被害者の安全確保のための体制整備

緊急の場合に、被害者を加害者の暴力から避難させ、安全な場所で保護し適切な支援を行えるよう、関係機関との連絡体制を整備します。また、避難後の安全確保のため被害者やその子どもに関する関係機関の情報管理の適正な取扱いを図ります。

３ 被害者の自立と生活再建に向けた支援

被害者の自立と生活再建に向け、関係機関が連携して必要な情報提供や支援を実施します。また、被害者の子どもについては、子どもに係る機関との連携を推進します。

４ 暴力を防止するための普及・啓発活動の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、親しい関係であっても暴力は許されない行為であるという意識を広めていくため教育や啓発に努めます。また学校で人権教育を進めます。

５ 推進体制の充実

相談、情報提供、自立・生活再建支援等、配偶者等暴力の被害者に対する切れ目のない支援を実施していくために、関係機関の連携を推進していきます。

V 具体的施策

【基本目標 1】相談体制の充実と早期発見の推進

配偶者等からの暴力の被害者が、暴力の問題を解決し、安全に安心して暮らしていくためには、相談機関や支援に関する情報を知ることが第一歩です。

被害者に最も身近な市の役割として、被害者や周囲の人々にも、広く相談窓口を周知していく必要があります。また、他の主訴による相談の中から隠れた暴力被害に気づき、被害者を早期に適切な支援につなぐよう、関係機関相互の連携に努めていきます。

なお、配偶者暴力防止法では、医師その他の医療関係者に、発見と通報に関する積極的な役割が期待されています。医師その他の医療関係者に対して通報先や相談窓口の周知を図り、被害者の状況に合わせた支援ができるよう努めていきます。

また、市が実施する相談や訪問など地域に密着した業務を通して被害の早期発見に努めます。

施策目標（1）被害者の視点に立った早期相談体制の整備

事業名	事業内容	所管課
①相談窓口の周知	○被害者が早期に相談窓口を利用し、さまざまな支援に関する情報を得ることができるよう、市報、パンフレット、女性広報誌「Ms. スクエア」等により相談窓口についての周知を図ります。	男女共同参画センター 秘書広報課
②相談事業の実施	○各関係課の相談において、適切な情報提供と連携を図ります。 ○DV 相談・しごと相談・一般相談 配偶者暴力等の問題に詳しい女性の専門相談員が相談にあたり、相談者の意思を尊重しながら問題を整理し、今後を考えます。	男女共同参画センター

③他機関との連携体制の整備	○母子・父子・女性相談 婦人相談員・母子自立支援員が配偶者暴力や、生活面や就労等の支援等についての相談を実施しています。	生活福祉課
	○子ども家庭相談 相談員が親や子どもからの相談に対応しています。	子ども家庭支援センター
	○教育相談 教育上の問題やいじめ等の問題について、来室や電話での相談に対応しています。	指導課
	○法律相談	秘書広報課
	○相談機関が相互に連携し、被害者に対する適切な情報提供と支援ができるよう、他機関との連携体制の整備を図ります。	男女共同参画センター 生活福祉課 警察 東京都女性相談センター
④庁内連携体制の整備	○相談や関係する部署が適切に対応できるよう庁内連携体制の整備を図ります。	関係各課
⑤共通相談シートの作成	○被害者が複数の窓口で自らの状況を繰り返し説明することのないよう、相談内容や希望する支援等を記入した共通相談シートを作成します。	男女共同参画センター 生活福祉課

施策目標（２）相談窓口の周知や通報による早期発見の推進

事業名	事業内容	所管課
①市民への相談窓口の周知	○市民に向けて配偶者等からの暴力による被害者を発見した場合の通報制度や通報先について、広く情報提供を行います。	男女共同参画センター 秘書広報課 関係各課
②医療関係者からの通報	○医療関係者に対し、被害者を発見した場合の通報制度や通報先について広く情報提供に取組みます。	健康推進課 男女共同参画センター
③子どもに関する関係機関との連携	○学校、学童クラブ、保育所、幼稚園、子ども家庭支援センター等、子どもに関する情報から配偶者等からの暴力を発見した場合の通報について、関係機関の連携を図ります。	子ども家庭支援センター 子育て支援課 障害福祉課 (子どもの発達支援・交流センター)
④相談・訪問等における配偶者暴力の早期発見	○乳幼児健診・新生児訪問、保健相談等を通じて生活状況を把握し、早期発見・早期支援に努めます。	健康推進課

【基本目標 2】被害者の安全確保のための体制整備

配偶者からの暴力は、ときに被害者の生命・身体に危険が及ぶ場合もあるため、緊急に被害者を加害者の暴力から避難させ、安全な場所で保護し適切な支援を行うよう、関係機関と連携して取り組む必要があります。緊急に保護を要する被害者に対しては、東京都配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携し、一時的に施設に入所するなど、必要な保護・相談・支援を行います。

また、加害者のもとに留まることを選択した被害者に対しては、安全の確保が図られるよう、対応方法や緊急避難の場合等の情報提供など、相談・支援に努めます。

加害者等が市の窓口等へ問合せを行うこともあることから、市の各窓口で保有する被害者やその子どもに関する個人情報の適正な取扱いを図ります。

施策目標（1）被害者の安全確保のための取組の強化

事業名	事業内容	所管課
①女性と子どものための緊急一時保護事業の実施	○緊急の保護を必要とする女性と子どもに対し、緊急一時保護を実施し、安全の確保に努めます。	生活福祉課 男女共同参画センター
②緊急時における連絡体制の整備	○緊急時における被害当事者の安全を確保するための方法について、各関係機関での連絡体制を整備します。	関係各課
③夜間・休日等の被害者の安全確保のための連携	○東京都配偶者暴力相談支援センター、警察等との連携を強化します。	生活福祉課 男女共同参画センター

施策目標（2）被害者にかかわる情報の適正な取扱い

事業名	事業内容	所管課
①住民基本台帳事務における支援措置	○被害者からの申し出に基づき、加害者等からの住民基本台帳法に基づく住民票の写し・戸籍の附表の写しの発行及び住民基本台帳の閲覧を制限します。	市民課
②被害者の情報管理の徹底	○関係各課が業務の遂行上保有する被害者やその子どもに関する情報は被害者保護の立場から管理を徹底するとともに、加害者側からの問合せに応じない等、関係機関が連携した対応を図ります。	関係各課

	○他市町村との連絡に際して適正な情報管理を図ります。	学務課
--	----------------------------	-----

【基本目標 3】被害者の自立と生活再建に向けた支援

被害者の自立支援については、配偶者暴力防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

被害者が生活を再建し自立できるよう、本人の意思を尊重しながら総合的に支援を行うと同時に、高齢者、障害者、外国人など、それぞれに必要な支援についての配慮も行っていきます。また、被害者は長期間にわたるさまざまな暴力の結果、うつや PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が見られることもあり、こころのケアも含めて関係機関の連携を推進します。

DV 家庭で育つ子どもにも、さまざまな心理的な影響があることがわかってきました。平成 16 年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正では、児童の前で配偶者暴力が振るわれることも、心理的虐待に含まれることになりました。被害者が連れている子どもの心理的なケアも含め、子どもに関わる機関との情報交換、協議調整等連携を推進します。

施策目標（1）自立に向けた継続的な支援

事業名	事業内容	所管課
①被害者に対する継続的な支援	○関係機関が連携し、被害者に対する継続的な支援を実施します。	関係各課
②生活基盤を整えるための支援	○自立のための支援を必要とする女性やその子どもに対して生活全般の相談援助を実施します。生活困窮者に対しては生活保護申請についても支援します。	生活福祉課
	○子ども手当、児童扶養手当等の支給により子どもへの経済的支援を実施します。	子育て支援課
	○被害者の生活再建のため、状況に応じて各種社会福祉制度の紹介や福祉資金の貸付等の支援を母子自立支援員（婦人相談員）により実施します。	生活福祉課
③医療保険・年金の適切な取扱い	○制度についてのわかりやすい説明、及び被害者の申し出内容に応じた適切な事実確認を実施します。	保険年金課

④住宅の確保に向けた支援	○都営住宅の当選倍率優遇制度等についての適切な情報提供を図ります。	生活福祉課
⑤就業の支援	○「しごと相談」を実施し、被害者の就業に際しての継続的な相談を実施します。	男女共同参画センター
⑥母子の自立に向けた支援	○母子自立支援プログラム策定を実施しています。	生活福祉課

施策目標（２）被害者の子どもに対する支援体制の充実

事業名	事業内容	所管課
①DV 相談機関との連携強化	○児童虐待に関係する機関と DV 相談機関との情報交換、協議、調整等の連携を強化します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 生活福祉課 男女共同参画センター
②子どもへの支援	○子どもが身近なところで気軽に相談でき、適切な援助ができる体制づくりを推進します。	障害福祉課 (子どもの発達支援・交流センター)
③被害者に対する適切な情報の提供	○子どもに関する手続き等や子どもの心理等についての適切な情報提供を実施します。	
④学校等での支援	○住民票を異動しない転校等について対応します。	学務課

施策目標（３）高齢者・障害者などへの支援

事業名	事業内容	所管課
①高齢者虐待の防止に向けた窓口の充実	○高齢者虐待の相談窓口である地域包括支援センターの充実を図ります。 ○高齢者虐待の対応窓口における DV 被害の実態把握に努めます。 ○高齢者虐待の防止に向けた保健・福祉・医療の連携を推進します。	地域福祉課

②障害者に対する適切な情報の提供	○障害者の相談に携わる機関に対する DV 相談機関等に関する情報提供を推進します。	障害福祉課
------------------	---	-------

施策目標（４）外国人への対応

事業名	事業内容	所管課
①被害者に対する情報の提供	○DV に関する多言語のリーフレットを提供します。 ○外国人に対して、相談に関する各種機関や NPO 等の民間支援団体に関する情報を収集し提供します。	男女共同参画センター

【基本目標 4】暴力を防止するための普及・啓発活動の推進

配偶者等からの暴力は、被害者の心身を傷つけるばかりか恐怖や不安を与え、尊厳を傷つける重大な人権侵害行為です。しかし、外部から見えにくい暴力は、一般的に理解が進んでいるとはいえません。身体的暴力だけではなくさまざまな暴力の実態や繰り返される暴力によって被害者が陥りがちな心理状況など、この問題についての正しい知識や理解を広めていくことが必要です。

暴力を防止するためには男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を、社会全体で共有していくことが求められています。

また、配偶者のみではなく、婚姻関係のない交際相手からの暴力（以下「デートDV」）についても、取り組むことが必要です。

子どもたちが将来、加害者にも被害者にもならないために、交際相手等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、親しい関係であっても暴力は許されない行為である、という意識を広めていくため教育や啓発に努めます。また学校での人権教育を進めます。

施策目標（1）広報および啓発活動の推進

事業名	事業内容	所管課
①各種広報の活用	○「Ms. スクエア」、市報、ホームページ等による広報活動を推進します。	男女共同参画センター 秘書広報課
②地域、企業、学校、家庭等にたいする啓発	○講座・学習の充実 配偶者等からの暴力は、身近にある重大な人権を侵害する行為であるという理解を広めるための講座・学習を推進します。	男女共同参画センター
	○関係機関の相談窓口を記載したDVに関するカードやパンフレット等の配布等を通して、潜在化しがちな配偶者等からの暴力や、被害の発見・通報の趣旨について広く地域の理解を促進します。 ・ 民生・児童委員への周知 ・ 医療関係者へのカードの配布による周知 ・ 子どもに係る場所（児童センター・子育てひろば等）でのカード配布による周知 ・ 市内民間企業へのカードの配布による周知	男女共同参画センター 地域福祉課 健康推進課 子ども家庭支援センター 児童センター 産業振興課

施策目標（２）若年層への暴力防止啓発活動の推進

事業名	事業内容	所管課
①デートDVに関する啓発	○PR カードの配布による相談窓口の周知 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、若年層に向けたPR カードを配布します。 ○デートDV に関しての理解を広めるため、市内にある大学との連携を進めます。 ○デートDV に関する理解を広めるため、教育関係者に対する研修や出前講座を検討します。	男女共同参画センター
②学校での人権教育の推進	○学校における人権教育や男女平等教育の推進 学校における人権教育の充実を図り、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保される等の男女平等教育を推進します。	指導課

【基本目標 5】推進体制の充実

配偶者等からの暴力に対する認知は広まってきており、市の関係機関への相談も増えています。被害者への相談・支援の体制を更に充実させるため、警察、児童相談所、市医師会、民間支援団体、市関係課等で構成する「配偶者等からの暴力対策連絡協議会」を開催し、配偶者暴力の防止や被害者支援についての相互連携を図っています。

また、東京都や他区市町村、民間団体との連携を強化し、支援体制の整備に努める必要があります。

施策目標（1）研修の推進

事業名	事業内容	所管課
①市職員に対する研修の実施	○市のさまざまな窓口へ被害者からの相談があることを想定し、DVへの理解促進と被害者の早期発見、二次被害防止のために研修を実施します。	男女共同参画センター 職員課

施策目標（2）関係機関の連携・協力と施策の推進

事業名	事業内容	所管課
①関係機関連絡協議会の充実	○警察、保健所、児童相談所、民間支援団体等及び各所管課等からなる配偶者等からの暴力対策連絡協議会を開催し、関係機関相互の連携、協力を推進します。	男女共同参画センター
②庁内連携の推進	○男女平等推進本部専門部会を定期的に行い、庁内関係機関の連携、協力を推進します。	
③民間団体への支援、連携	○被害者支援に携わる民間団体の運営費の助成等の活動支援や連携、協力を推進します。	
④東京都、他市区町村等広域連携の推進	○現に暮らしている地域での相談をためらう被害者が近隣市の相談窓口でも相談できるよう、広域相談体制の検討等、被害者支援のためのさまざまな連携を推進します。	
⑥苦情に対する適切な対応	○苦情に対する適切、迅速な対応を図ります。	

施策目標（3）施策の推進

事業名	事業内容	所管課
①計画の推進と施策の見直し	○施策の進捗状況を把握・管理します。 ○被害の実態を把握するための統計調査の実施を検討します。	男女共同参画センター 生活福祉課
②配偶者暴力相談支援センター機能の整備	○被害者にとって最も身近な総合支援窓口となる配偶者暴力相談支援センター機能整備を検討します。	